

都道府県・市区町村に対する個人住民税における寄附金税制の拡充
(20改正のイメージ)

改正前

改正後

〔寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲〕

都道府県・市区町村

都道府県・市区町村

〔控除方式〕

所得控除方式

税額控除方式

〔控除率〕

$\left(\begin{array}{l} \text{適用対象寄附金} \times \text{税率} \\ (10\%) \text{ の軽減効果} \end{array} \right)$

地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除

〔税額控除額の計算方法〕

①と②の合計額を税額控除

① [地方公共団体に対する寄附金(※1) - 5千円] × 10%

② [地方公共団体に対する寄附金(※1) - 5千円] × [90% - 0 ~ 40%] (※2)

〔寄附者に適用される所得税の限界税率〕

※1 複数の団体に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額

※2 ②の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度

〔控除対象限度額〕

総所得金額等の25%
 $\left(\begin{array}{l} \text{地方公共団体に対する寄附金} \\ \text{以外の寄附金との合計額} \end{array} \right)$

総所得金額等(※)の30%

(地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)

(※)総所得金額等とは、サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額をいいます。

〔適用下限額〕

10万円

5千円

※ 所得税は寄附を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄附を行った年の翌年度分の住民税から控除されます。